

平成 31 年度第 1 回（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例部会

会議名：平成 31 年度第 1 回（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例部会

日 時：平成 31 年 4 月 19 日 18 時 30 分～20 時 45 分

場 所：ささゆり園 プレイルーム

出席者：部会員 9 名、事務局 3 名

傍聴者：7 名

協議内容：下記のとおり

冒頭

- ・部会員自己紹介
- ・配付資料の確認

案件

【案件1】前回の振り返りについて

◆資料1-1について事務局から説明。

【案件2】条例の1本化、2本化について

◆資料2-1、2-2、2-3、参考資料*について事務局から説明。

◆当日配付資料について新居部会長から説明。

◆以下のとおり意見があった。

（意見）

検討のポイントは「市民への普及、啓発のしやすさにつながるわかりやすさ」「行政側の施策の打ち出しやすさ」「条例制定後に新たな施策を打ち出す議論の場をもてるか」である。事務局はこの3点についてどのように考えているか。

（事務局）

実効性の高さを重視し、市民の理解を得られ、様々な障害をお持ちのかたと相互理解を深めるために、1本化が良いと考えている。

（意見）

1本2本どちらであっても理解を得られるよう工夫が必要である。

（意見）

この場で様々な障害の歴史を知ることができた。条例を通じてまずは障害を抱える者が相互理解を深めるために1本化を願っている。偏りがなく、手話言語の理念も薄まらないように、一つ一つ担保しながら1本化を進めていきたい。2本になろうが1本になろうが協議会は必要である。

(意見)

聴力障害者協会の理想は小樽市のような並列型*であり、手話単独で実効性の高い施策があれば協議会は必要ないが、聴力障害者協会の意見を聞く場は必要である。コミュニケーション条例は具体的な施策を考える協議会が必要である。

(意見)

市は章立てや書きぶりを工夫することで1本化を検討しており、障害者施策は今までと同様に障害者市民政策推進協議会で議論したい。審議会は既に保健医療福祉総合審議会があるため、条例に記載予定の「意見を聞くものとする」を有効活用することが大事である。市と聴力障害者協会との意見交換は、条例の有無に関わらず可能である。

(意見)

条例部会をブラッシュアップし、聴覚障害者が「こういう会なら参加したい」と思える環境整備を検討したい。

(意見)

どうすれば2本化できるかを考えてほしいが、札幌市のような役割分担型*は聴覚障害当事者側が歩み寄る限界点で、選択肢の1つではあるが本意では無い。

(意見)

理念のみを記載した条例では施策を打てない。1本化である箕面市の案は前文で手話使用者の思いを述べ、具体的な施策を記載できている。小樽市のような並列型*は、今後の検討の場も分かれるため、これまでの箕面市の施策検討のあり方にも沿ぐわない。

(意見)

役割分担型*は一市民としては分かりにくい。実効性を担保されるのであれば賛同できる面もあるが、現時点で回答はできない。

(意見)

条例ができたときにどれだけ暮らしやすくなるのかが最も重要である。市の条例制定の方針には、政策的な部分もある。しっかり議論していきたい。

(意見)

聴力障害者協会と市が話し合う場を作ってもらいたい。

【案件3】 次回の案件について

(事務局)

次回に向けて市としては、条例のあり方を数パターン検討し、協議会の具体的なイメージをお示しする。聴力障害者協会との意見交換の場を設ける。これらを経た上で次回の条例部会で検討いただく。

以上

※語句の説明（参考資料 各自治体の条例構成まとめ）

H31.4.19(仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例部会 【参考資料】

		1本化		2本化	
パターン		I 手話単独型	II 手話コミュ混合型	III 役割分担型	IV 並列型
総則 (理念)		手	手、コミュ	手　　コミュ	手　　コミュ
施 策	手話	○	○		○
	コミュ		○	○	○
対象 自治体		大津市 米原市	明石市 加古川市 堺市	札幌市 北海道 京丹後市	小樽市 鳥取県